

文書質問答弁書

回 答 日：平成 25 年 7 月 31 日

担当部局：総務部

政策推進部

四日市市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づく豊田政典議員の文書質問について、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問 【実態把握】

把握と改善を所管する部署と、把握・改善の仕組み。

答弁

各々の会議につきましては、所管する担当部局が責任を持ってその会議の設置から運営に至るまでの全般を担っております。会議の全庁的な把握と改善については財政経営部が担っていましたが、所掌事務の変更に伴い、今年度からは総務部が担当しております。

設置されている委員会・審議会等の委員数、会議録の有無や根拠法令などについては、昨年度に調査を実施し、全庁的な実態把握を行ったところです。

現在、各種会議の定義を明確にし、設置の要件、委員の選任、公開のあり方、運営の方法など統一的な基準を定めるとともに、既存の各種会議の見直しについても検討を進めております。

質問 【形式整備】

- 1) 会議数
- 2) 設置要綱を定めていない会議数
- 3) 明確な理由なく、会議公開を規定していない会議数
- 4) 会議録を作成していない会議数

答弁

市が主催する各種会議の設置数ですが、休止中の会議や事象が発生した時のみ開催される会議も含め平成 25 年 7 月現在、全体で 160 あります。

設置に関する規程がない会議及び会議録を作成していない会議はありませんでした。なお、会議公開につきましては、審議会等の会議公開に関する指針において、全庁的に原則公開を規定しております。

質問 【設置要綱の不備】

会議の目的・権限（答申・報告を出すか否か）・所掌事項・会議の公開／非公開・会議運営・議決方法・会議録作成などの、規程が完備されていない会議の数。

答弁

設置要綱等につきまして全庁的に調査を行ったところ、会議の目的については、全ての設置要綱等において規定がありました。法令に基づくことなく、権限・所掌事項・会議運営・議決方法のいずれかが規定されていない会議は38会議ありました。同様に、会議の公開/非公開または会議録の作成については、審議会等の会議公開に関する指針に規定があることから、ほとんどの設置要綱等には規定はありません。

しかしながら、権限や運営、議決方法等個々の会議で異なる項目につきましては、個別の要綱等に規定するよう全庁的に指導を行い、規程の整備を図ってまいります。

質問 【委員の兼務】

その後の調査結果。今後の改善方針。

答弁

各種会議における委員の兼務状況につきましては、その実態を把握するべく本年3月に財政経営部において全庁的な調査を行いましたところ、10以上の兼務が2、5～9の兼務が38ありました。

委員の選考にあたりましては、会議の設置目的や議論するテーマに合わせて、幅広く、且つ、的確な意見をいただくために委嘱しており、学識経験者や団体の長として参加を求めていますことから、結果的に兼務をお願いすることもあります。しかしながら、一部で兼務が非常に多い実態となっていることも認識しておりますことから、是正に向けた取り組みを検討してまいります。

また、委員の改選の際には、会議の設置目的や議論するテーマに合わせ、より適切な人選を図るべく、委嘱する理由を明確化した上で、会議開催に支障が生じないよう、必要に応じて順次見直しを図ってまいります。

質問 【委員の選任】

委員の選任理由が不明確なケース、団体代表委員の非代表性、議決する場面がある会議の委員に市職員が含まれているケース、などの問題点について、調査結果と今後の改善方針。

答弁

先ほどご説明申し上げましたとおり、各種会議の委員選考にあたりましては、様々な立場から意見を出し合っていただくため、議論するテーマに合わせ、市民の方々はもとより、専門的な見地を有する有識者・学識経験者にも委員をお願いしております。

委員の選任理由につきましては、これまでも委嘱の際に、その理由を明確にするよう努めてまいりましたが、改めて全庁的に周知・徹底を図ってまいります。

また、団体代表委員の意見が必ずしも団体としての意見になっていないのではないかとのご指摘につきましては、事前に会議の設置目的や趣旨、議論のテーマなどを十分ご説明させていただいた上で、委員を推薦していただくなど、より団体を代表したご意見をいただけるよう努めてまいります。

一方、市職員につきましては、各種会議の多くが第三者機関として位置付けられることから、原則委員として選任を行わない基準を設けることを検討してまいります。しかしながら、あくまでコーディネーター的な役割としての参加や、実際に事業を執行する立場からの意見を述べる場合など、会議の設置目的によっては必要な場合もあります。このような場合は、今後も市職員を委員に選任する必要があるものと認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議員からは、各種会議のあり方について、様々な角度からご意見をいただきました。その中で、会議録の作成や会議の設置要綱の整備など早急に取り組みのできるものについては、昨年度中に改善を図ってまいりました。また、今年度からは各種会議の設置根拠の定義を明確にした上で、全庁的に見直しを行っていくため、会議の設置や委員の選任、運営基準等を定めた基準要綱の整備に着手しております。しかしながら、委員の選任など見直しに一定の時間を要するものもございませうことから、今後につきましては、所管部局と会議全般について整理をかけていく中で、会議がより有効に機能するよう継続的に改善に努めてまいります。

質問 【会議広報】

現在に至り、まったく改善の成果が見られない（例：市HPへの記載遅れ・漏れ、不親切な記述）。よって、同じ質問を三度行います。

四日市市は、各種会議の開催を市民に周知したいのか、それとも知らせたくないのか、疑問を感じる。会議広報に関する市の考えを改めて問う。

答弁

平成24年6月に行った市ホームページのリニューアルにおいて、利用される方の利便性の向上を図り、新たにトップページに「会議案内」というバナーを設けて、ワンクリックで開催予定の会議一覧にたどりつけるよう改良いたしました。なお、会議一覧のページにつきましては、それぞれの会議名と開催日、開催時刻を掲載しており、何の会議がいつ開催されるかすぐにお分かりいただけるようにしております。

また、庁内各所属に対して、会議開催の1週間前までにその案内をホームページ上に掲載するよう、庁内の電子掲示板を活用して周知徹底を繰り返し行っております。しかしながら、所属によっては十分でないところも見受けられることから、先日の部長会議におきまして、周知徹底を図る旨を各所属長に指示するよう各部長に伝えたとところです。今後とも各所属に対して会議案内を適正にホームページ上に掲載するよう徹底を図り、市民の皆さまに確実に会議の案内が行えるよう全庁的に取り組んでまいります。

市民の皆様が会議を公開することにより、公正で透明性のある会議の運営を確保することができますとともに、市政への市民参画を促進し、より一層開かれた市政の実現を図ることが可能となります。このことから、今後も庁内各所属に対して会議開催の広報に積極的に努め、市民の皆様が確実に会議開催の案内が行えるよう取り組んでまいります。